

中国地方道路啓開等協議会 広島県部会規約

(名称)

第1条 本会は、「中国地方道路啓開等協議会 広島県部会」（以下「部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 部会は、広島県における南海トラフ地震などの大規模災害における道路啓開について関係機関の連携・協力により強力かつ着実に推進していくことを目的とする。

(協議事項)

第3条 部会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 広島県内の道路啓開の優先順位や方策に関する事。
- (2) 広島県内の道路啓開に関する情報共有及び情報提供に関する事。
- (3) 広島県内の広域的な道路啓開の実施に関する事。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 部会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各種関係団体等をもって組織する。

- 2 部会には部会長及び副部会長を置くものとし、部会長は広島県土木建築局長を、副部会長は国土交通省中国地方整備局広島国道事務所長及び広島市道路交通局長をもって充てる。
- 3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。
- 4 部会の構成は、別表のとおりとする。ただし、必要に応じ部会長が指名するものの出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 部会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 部会の事務局は国土交通省中国地方整備局広島国道事務所管理第二課、広島県土木建築局道路整備課、並びに広島市道路交通局道路部道路課に置くものとする。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、部会の協議により行うものとする。

(その他)

第7条 部会は、「中国地方道路啓開等協議会規約」に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成30年10月29日から施行する。

一部改正 令和3年12月1日（県部会名簿）

一部改正 令和6年 7月16日（県部会名簿）

中国地方道路啓開等協議会 広島県部会名簿

機 関 名	役 職 名	備 考
広島県土木建築局	土木建築局長	部会長
中国地方整備局	広島国道事務所長	副部会長
広島市	道路交通局長	副部会長
中国地方整備局	福山河川国道事務所長	
中国地方整備局	三次河川国道事務所長	
広島県土木建築局	道路河川管理課長	
広島県土木建築局	道路整備課長	
広島県土木建築局	道路企画課長	
広島県土木建築局	港湾漁港整備課長	
広島県危機管理監	危機管理課長	
広島県危機管理監	消防保安課長	
広島県健康福祉局	健康危機管理課長	
広島県西部建設事務所	所長	
広島県西部建設事務所呉支所	支所長	
広島県西部建設事務所廿日市支所	支所長	
広島県西部建設事務所東広島支所	支所長	
広島県東部建設事務所	所長	
広島県東部建設事務所三原支所	支所長	
広島港湾振興事務所	所長	
広島市	道路部整備担当部長	
呉市	土木部長	
竹原市	建設部長	
三原市	建設部長	
尾道市	建設部長	
福山市	土木部長	
大竹市	建設部長	
東広島市	建設部長	
廿日市市	建設部長	
江田島市	土木建築部長	
府中町	建設部長	
海田町	建設部長	
坂町	技監兼建設部長	
大崎上島町	総務課長	
西日本高速道路（株）中国支社	保全サービス事業部 保全サービス統括課長	
本州四国連絡高速道路（株）	しまなみ尾道管理センター計画課長	
広島高速道路公社	保全管理部 保全管理部長	
広島県道路公社	道路部長	
広島県警察	交通規制課長	
陸上自衛隊第13旅団	第3部防衛班 連絡幹部	
（一社）広島県建設工業協会	事務局長	
広島県建設業協会連合会	事務局長	
中国電力（株）	地域共創本部 防災グループマネージャー	
西日本電信電話（株）中国支店	設備部 災害対策室長	
（株）NTTドコモ中国支社	災害対策担当課長	
KDDI（株）	中国総支社 管理部長	
ソフトバンク（株）	中国ネットワーク技術部 技術推進課長	

機 関 名	役 職 名	備 考
【オブザーバー】		
中国地方整備局	総括防災調整官	
中国地方整備局	道路情報管理官	
【事務局】		
中国地方整備局広島国道事務所管理第二課		
広島県土木建築局道路整備課		
広島市道路交通局道路部道路課		